「ボランティア活動保険」に関するQ&A

〈加入手続きについて〉

Q-1　補償期間について
Q-2　加入申込書への加入者氏名の記入について
Q-3　最寄りの社協について
Q-4　保険料の返金について
Q-5　複数グループ所属の場合の加入について
Q-6　はんこを忘れた場合の手続きについて
Q-7　加入報告の締め切りを過ぎた場合について

〈ボランティア活動保険の加入対象になりますか?〉

Q-8　NPO所属ボランティアの加入について
Q-9　小、中学生の加入について
Q-10 赤ちゃん連れのボランティア活動について
Q-11 外国籍ボランティアの加入について
Q-12 青年団の自主防災組織の加入について
Q-13 放課後の地域有志による文化伝承活動について
Q-14 市民後見人について
Q-15 福祉委員の加入について
Q-16 保護司の加入について
Q-17 行政から委託された活動について
Q-18 調理学校学生の調理ボランティア活動の加入について
Q-19 学生の単位取得のためのボランティア活動について
Q-20 ボランティア活動を始めたい人の勉強会について
Q-21 動物の里親活動について
Q-22 学校教育として行うボランティア活動の加入について
Q-23 町内会の清掃活動、地域の見まわり活動について
Q-24 地域の学校支援ボランティアについて

〈補償対象となる活動・補償範囲について〉

Q-25 自治会の防犯ボランティア会議の補償について
Q-26 父母会、先生による登下校の見守りについて
Q-27 ボランティア活動を行う趣味の活動について
Q-28 有償・無償の判断について
Q-29 老人クラブの活動について
Q-30 体験ボランティアについて
Q-31 ボランティア活動の補償の範囲について
Q-32 補償対象の「ケガ」について
Q-33 福祉バザーでの食中毒の補償について
Q-34 診断書料の費用負担について
Q-35 障害者山登りガイドヘルプの補償について
Q-36 専門職業人について
Q-37 行事用保険加入者の補償について
Q-38 一人で行う見まわり活動の補償について
Q-39 休憩時間や昼食時間について
Q-40 電動工具を使用する場合について

〈このような事故は補償されますか?〉

Q-41 ワンワンパトロール中の事故補償について
Q-42 転倒した人を助けた際のケガの補償について
Q-43 配食ボランティア活動での食中毒の補償について
Q-44 配食ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
Q-45 施設ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
Q-46 スポーツボランティア活動中、相手へのケガの補償について
Q-47 ボランティア活動中のケガで病気になった時の補償について
Q-48 はり治療の補償について
Q-49 ボランティア活動中に借りたものをこわした時の補償について
Q-50 ボランティア同士の賠償事故の補償について
Q-51 賠償請求のない場合の補償について
Q-52 スポーツ中のケガについて
Q-53 自動車による事故での賠償補償について
Q-54 借りたパソコンをこわした時の補償について
Q-55 利用者宅の玄関窓をこわした時の補償について
Q-56 公民館で靴を紛失した時の補償について
Q-57 蜂に刺され、通院した時の補償について
Q-58 預った財布を紛失した時の補償について
Q-59 コンタクトレンズ紛失時の補償について
Q-60 福祉バザーでの事故の補償について
Q-61 熱射病の補償について
Q-62 往復途上の事故の取扱いについて①
Q-63 往復途上の事故の取扱いについて②
Q-64 農業支援ボランティアについて

〈災害時のボランティア活動について〉

Q-65 大規模災害時の「特例」について
Q-66 ボランティア活動保険の「天災」の範囲について
Q-67 災害ボランティア活動に適した加入プランについて
Q-68 「天災・地震補償プラン」の加入対象者について
Q-69 海外から来られた方の申込書記載方法について
Q-70 避難支援活動や避難所の開設について

〈その他〉

Q-71 転居地での事故の取扱いについて
Q-72 保険証券の発行について
Q-73 営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて

加入手続きについて

Q1　ボランティア活動保険の補償期間を教えてください。また、中途加入した人の補償期間はどうなりますか?

A1　ボランティア活動保険は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時(24時)の1年間が補償期間となります。また、中途で加入された場合も3月31日で補償は終了しますので、翌年は4月1日からの更新手続きが必要となります。

Q2　グループでボランティア活動保険に加入する場合、「加入申込書」に加入者全員の氏名を記入しなければいけませんか?

A2　グループですでに作成済みの名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿のコピー(名簿の様式は問いません。)を添付して社会福祉協議会に提出すれば、「加入申込書」に加入者氏名を記入する必要はありません。なお、詳しくは、**「1. 加入申込手続き」**(12ページ)をご参照ください。

Q3　最寄りの社会福祉協議会で加入申込みをするようにパンフレットに記載されていますが、「最寄り」とは、居住地(現住所)、勤務先、活動場所のいずれでも構わないのですか?

A3　「最寄り」とは、居住地(現住所)を指していますが、勤務先や活動場所などの社会福祉協議会で会員登録などの受付が可能であれば、そこでも加入手続きは可能です。事前に該当の社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q4　保険料を誤って多く振込んでしまいました。返金してもらえますか?

A4　次の手続きにより返金できます。
返れい請求書(113ページ)を作成し、福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。その際、保険料誤りの根拠となるもの(加入報告票および払込受領証のコピー)を添付してください。

Q5　複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか? また、他県におけるボランティア活動であっても対象になりますか?

A5　複数のボランティアグループのうち、どこか1ヵ所で加入手続きをすることで問題ありません。社会福祉協議会に登録がある他のグループにおける活動についても補償されます。国内におけるボランティア活動であれば、いずれのグループでの活動であっても補償対象になります。

Q6　加入申込みの手続きに来ましたが、印鑑を忘れてしまいました。加入手続きは可能ですか?

A6　加入申込人が法人や地方公共団体の場合は、法人印や公印の押印が必ず必要になりますが、グループや個人の場合は、加入申込手続きに来た方個人の署名(フルネーム)で結構です。

Q7　インターネットによる加入報告が締切を過ぎてしまいましたが、補償はされますか?

A7　適切に加入手続きが完了していれば、補償されます。(P7「6. 補償期間」参照)
インターネットによる加入報告が締切に間に合わなかった場合は、速やかに翌月分として報告してください。
なお、通例は翌月5日までの報告となりますが、3月分加入報告のみ3月31日(年度末)までにご報告ください。翌年度(4月1日以降)になる場合は福祉保険サービスまでご連絡ください。

ボランティア活動保険の加入対象になりますか?

Q8　NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動は加入の対象となりますか?

A8　対象となります。
全社協のボランティア活動保険では、NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動にも対応できるよう、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に規定されている日本国内における活動を加入対象としてます。
ただし、対象となる活動は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」第1章総則第2条(定義)第1項に規定する活動(同法の別表記載の活動)に限定されており、NPO法人の事業全体を対象としているものではありませんのでご注意ください。

Q9　親子でボランティア活動を行っていますが、小・中学生も加入できますか?

A9　小・中学生も、本人の意思でボランティア活動を行う場合は、加入できます。
賠償事故で責任能力がないと認められても、監督義務者も被保険者となっているので補償の対象となります。
〔監督義務者を被保険者とする理由〕
近年、ボランティア活動が一般化し、小・中学生によるボランティア活動が活発化していますが、小・中学生による加害行為の場合、責任無能力(※)を理由として加害行為者本人に責任が発生せず、監督義務者が損害賠償責任を負うことがあるため、監督義務者を被保険者としたものです。
(※)責任無能力とは、事理弁識能力(自らの行為の結果、何らかの法律上の責任が生じることを認識する能力)を備えていないことをいい、判例、学説によれば、一般的には事理弁識能力は12歳から14歳程度で備わるとされています。ただし、備わる時期には個人差があり、また同一人であっても行為の態様によって異なります。

Q10　高齢者の心を和ませる活動として、赤ちゃん連れで老人ホームの慰問活動をしますが、赤ちゃんはボランティア活動保険の対象になりますか?

A10　この保険の対象になるのは自発性のある活動ですので、ボランティア活動保険の対象にはなりません。

Q11　日本国内でボランティア活動をする外国籍の方も加入できますか?

A11　加入申込人の条件(社会福祉協議会およびその構成員、会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体)を満たしていれば加入できます。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。
・日本国内のボランティア活動のみが対象です。
・傷害補償については、日本における「医師法上の医師」の診断・治療を受けた場合のみが対象になります。
・本人と連絡が取れる日本国内の連絡先が必要です。
(可能であれば、本国の居住地・連絡先もあわせてご提供ください。)

Q12　自治会、青年団などで組織する自主防災組織(初期消火活動または防火活動など)は加入対象になりますか?

A12　自治会、青年団などの中から自発的な意思により組織されたものであれば、加入対象になります。

Q13　町の小学校では総合学習の一環で、授業時間や放課後に地域の有志の方々に昔の遊びを教えてもらったりしています。学校管理下でのボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象にならないとなっていますが、この地域の有志の方々はボランティア活動保険に加入することはできますか?

A13　加入することができます。
学校管理下でのボランティア活動がボランティア活動保険の対象とならないのは、その活動をしている人が、学校の教職員や生徒の場合です。今回の質問のように、学校外の人が行うボランティア活動は、たとえ学校の管理下であってもボランティア活動保険の対象になります。
なお、福祉科目など学校の教育課程における授業で講義を行う場合であっても、学校と雇用関係になく、自発的な意思によりボランティアとして行うものであれば対象になります。

Q14 市民後見人をしています。ボランティア活動保険の対象に加入できますか?

A14 市民後見人は、財産管理を行うなど24時間がその活動時間となり、日常生活との区別が困難なため、ボランティア活動保険では加入の対象にしていません。

Q15 地域で見守り活動をしている福祉委員はボランティア活動保険に加入できますか?

A15 加入できます。ただし、賠償責任の補償は福祉委員の個人責任部分が対象となりますので、社協など委嘱元が負う使用者責任部分を補償するものではありません。

Q16 保護司をしていますが、ボランティア活動保険への加入はできますか?

A16 保護司活動など公務災害の対象となる活動は、民生委員・児童委員活動を除き、全社協のボランティア活動保険では対象外としています。また、専用の保険制度がある活動や日常生活との区別がつきにくい活動、社会教育を目的とするボランティア活動なども対象外としています。関係の各団体へお問い合わせください。

(例)里親活動、ファミリーホーム活動、ホームステイの受け入れ活動、老人クラブ活動、自治会活動、ボーイ(ガール)スカウト活動、PTA活動　など

ただし、保護司の有志が集まって清掃活動を行うなど、保護司活動としてではなく、自発的に行う他人や社会に貢献する活動は対象としています。

また、更生保護会の活動など、公務災害に該当せず、かつ専用の保険制度もない活動については、社協活動と密接に関係があり、かつその活動を社協が推進している場合は対象となります。

Q17 行政から委嘱された活動は、ボランティア活動保険の加入対象になりますか?

A17 行政から委嘱された活動の場合、無償の活動や、交通費や昼食代などの実費弁償の費用のみが支給されることが規定上、明確になっている場合は、対象としています。

ただし、その委嘱された活動がボランティア活動以外の目的で作られた団体・グループの事業(組織活動)等である場合は対象とはなりません。

また、活動者の所属や役職・業務に関連した活動(民生委員・児童委員を除く)となる場合、その活動は自発的なものとは言い難く、加入対象となりません。

Q18 調理専門学校の学生がレストランで調理ボランティアをしています。ボランティア活動保険の対象になりますか?

A18 目的が「自分の調理知識、技術習得のための活動」であり、「他人や社会に貢献する活動」とは言い難いことから、対象になりません。

Q19 福祉学科の学生ですが、福祉施設でボランティア活動をすれば単位が取得できます。ボランティア活動保険に加入できますか?

A19 免許、資格、単位などの取得のために行うボランティア活動は、自発的な意思によるものとは言い難く、対象になりません。

Q20 ボランティア活動に興味があり、勉強会に参加したいと思います。ボランティア活動保険に加入できますか?

A20 加入できません。ボランティア活動保険で対象となる勉強会は、ボランティア活動を行うための準備として、ボランティア活動団体で計画されたスケジュールや内容に基づいて行われるものが対象です。

ボランティア個人の判断によるスキルや知識習得は自己研鑽に該当し、ボランティア活動保険の対象となりません。

Q21 動物の里親活動をしています。加入の対象になりますか?

A21 社協が地域のために行う、もしくは支援する活動であれば加入対象となります。ただし、補償される活動範囲は、里親探しの活動、避妊・去勢手術の普及啓発のための企画・運営等であり、里親として自宅で動物の世話をしている間の事故は対象外となります。(動物を管理している施設内の事故については、状況により補償の対象となるか否かが異なりますので、保険会社にご相談ください。)

Q22 学校教育の一環として教職員や生徒が行うボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象になりますか?

A22 学校が教育計画の一環として行う場合は、学校管理下の活動のため対象となりません。
ボランティア活動保険の対象は、そのボランティア活動が「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償の活動」で、「学校管理下外の活動」です。
学校の管理下とされる次のような場合は、対象となりません。

学校の管理下となる場合	例えば
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業中	・各教科(科目)・道徳の授業中、幼稚園での保育中 ・特別活動中(児童・生徒・学生会活動、学級会活動、ホームルーム、学級指導、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間中	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路、方法による通学中	・登校(登園)中、下校(降園)中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6. 学校の寄宿舎にあるとき	
7. 定時制、通信制の高等学校生徒が技能連携施設で教育を受けているとき	

Q23 町内会での清掃活動や地域の見まわり活動は、加入の対象になりますか?

A23 町内会活動とは別に、町内会の有志が行う清掃活動や見まわり活動は対象になります。
ただし、町内会で当番制・輪番制などで清掃活動を行うことを決定しているような場合は、その活動自体は自発的な活動とは言い難く、町内会活動の一部と判断できるため、対象外となります。自治会やPTAも同じです。

Q24 地域の学校支援ボランティアとして、学習支援や部活動指導、校内環境整備や登下校安全確保などの活動をしています。ボランティア活動保険の対象になりますか?

A24 対象になります。
また、自分の子どもが通う学校の支援であっても、目的が学校全体を支援するための活動であれば対象になります。

補償対象となる活動・補償範囲について

Q25 自治会のボランティアグループで防犯活動をしています。防犯ボランティア会議は補償の対象になりますか?また、有志で青色防犯パトロール(青パト)をしていますが、補償の対象になりますか?

A25 ボランティアによる会議は対象になりますが、自治会の定例会議などにあわせて行う防犯ボランティア会議は、自治会の会議と区別できないところがあるため対象になりません。
また、青色回転灯を装備した自動車による青色防犯パトロール活動(青パト)は、自主的な防犯活動であり補償の対象となります。

Q26 防犯活動の一環として子どもの登下校の見守りや公民館などでの子どもの相手をするボランティア活動は、責任者が学校の教職員であったり父母会であったりする場合もありますが、対象になりますか?

A26 対象になります。活動責任者については、特に誰かは問いません。ただし学校の教職員の場合、勤務時間中であれば対象になりません。また、勤務時間外であっても、仕事の延長で行う活動は対象になりません。

Q27 ボランティア活動も行っている趣味のサークルです。練習中の事故は補償の対象になりますか?

A27 ボランティア活動のための練習か、趣味の活動としての練習か、市民祭りなど発表会で披露するための練習かの区別が困難であることから、練習中は対象外にしています。(ボランティア活動中のみを対象としています。)

Q28 ボランティア活動でお土産(名産品)をもらいました。そのボランティア活動はボランティア活動保険の対象になりますか?
また、ボランティア活動保険の対象としている無償の範囲と、対象にならない有償について、具体的に教えてください。

A28 名産品など換金性のないお土産をもらう活動は有償の活動には該当しないため、対象になります。
なお、無償と有償の具体的な範囲は以下のとおりです。有償に該当するボランティア活動の場合は、団体やグループ単位で「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

無償・有償の範囲(例)	
無償	●昼食代やお弁当のみが支給される活動　●肩たたき券など換金性のないものをもらえる活動　●交通費、昼食代等の費用弁償のみが行われる活動　●謝礼としてお土産をもらった場合(名産品などのお土産が貰える活動。ただし、商品券など換金性のあるお土産は不可。)　●収益が出る活動(空缶のリサイクル活動など)のうち、その収益が活動者個人に還元されないもの。(昼食などでの還元は可。)　●行政または社会福祉協議会が運営する制度でポイントが付与される活動
有償	●活動の報酬、対価として謝礼が支払われる活動(金額の大小は問いません。交通費としてなどと明確にされていなければ1円でも有償とみなします。)　●物品を購入できる地域通貨が支給される活動　●商品券、クオカードが支給される活動

Q29 老人クラブで行う友愛訪問などの活動はボランティア活動保険の対象になりますか?

A29 老人クラブ内で会員同士が行う友愛訪問については対象になりません。また、老人クラブの事業(組織活動)も対象になりません。
老人クラブの会員(有志)が自発的に行う友愛訪問等の場合は、事業には該当せず、ボランティア活動保険の補償対象となります。
老人クラブの会員の活動のうち、ボランティア活動保険で対象となる活動は限定的となります。全国老人クラブ連合会が運営する老人クラブ傷害保険および老人クラブ賠償責任保険をご利用ください。

Q30 夏休みを利用して体験ボランティアに参加します。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか?

A30 対象になりません。体験ボランティアは、活動者自身の経験のためという目的が含まれると考えられるため、ボランティア活動保険の補償の対象にはしていません。
ただし、ボランティア活動保険への加入要件(7ページ「4.対象となるボランティア活動」参照)を満たしており、かつ、社協が地域の福祉などのために支援を行う体験ボランティアであれば対象としています。

Q31 ボランティア活動中とは、どこからどこまでをいうのですか?
深夜の活動や複数の拠点を移動しながら活動する場合は対象になりますか?

A31 ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居(住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設)を出発してから、住居に帰るまでの間をいいます。ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合は、その時点でボランティア保険の補償は終了します。
※「住居」とは、戸建の場合は敷地内、マンションの場合は玄関内(専有部分)をいいます。
※活動終了後の打ち上げ、食事会は補償対象となりません。活動に直接結びつく反省会は補償対象となります。

Q32 補償の対象となる「ケガ」とはどのようなものですか?

A32 急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。
「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。
「偶然」とは、原因または結果の発生を予知できない状態をいいます。
「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることをいいます。
これらの要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「長期間のストレスの蓄積による腰痛」などが挙げられ補償の対象となりません。

Q33 ボランティア活動保険加入者が、社協の福祉バザーで焼きそばを担当中、食中毒事故が発生しました。焼きそばは、ボランティア本人と社協職員が作ったものですが、補償はどうなりますか?

A33 ボランティアと社協の損害賠償責任の割合によって補償されます。

Q34 診断書料は保険で支払われますか?

A34 支払われません。
ケガの程度を立証する費用であるため、加入者の負担となります。ただし、ケガの補償の場合、保険金請求額が30万円以内であれば、治療状況申告書で代用でき、診断書は必要ありません。

Q35 障害者の方のガイドヘルプをしていますが、障害者の希望により山の紅葉を見に行くことになりました。山登りのボランティア活動保険での補償はどうなっていますか?

A35 障害者のガイドヘルプとしての山登り、ハイキングなどはケガの補償、賠償責任の補償とも対象になります。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登はんの場合、ケガの補償の対象にはなりません。(賠償責任の補償は対象になります。)

Q36 保険金をお支払いできない主な例の賠償責任の補償に関する事項(11ページ)に記載のある「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人が資格に基づいて行う施術」とは、具体的にどのようなものですか?

A36 医師、歯科医師以外で法律により医療行為が認められているこれらの資格保有者が、その資格に基づいて行った医療行為(関連・類似行為)については保険金をお支払いできないというものです。これらの資格保有者がその知識や経験を活用し、医療行為(関連・類似行為)以外の活動を行うことは問題ありません。
なお、理容師、美容師、エステティック、介護福祉士などの資格に基づいて行う活動は「施術」にはあたりませんので本項目に該当しません。

Q37 障害者の方々との「紅葉を楽しむ会」を開催しましたが、急な坂道で障害者の方がつまづき、ボランティア本人も支えきれずに2人で転んでケガをしてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険に加入していますが、各保険の補償はどうなりますか?

A37 ①ケガの補償
・障害者のケガ……ボランティア行事用保険で補償されます。
・ボランティア本人のケガ…ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で補償されます。
②賠償責任の補償
障害者に対する賠償責任の補償は、主催者の責任が問われた場合、ボランティア行事用保険で補償されます。
※ボランティア個人の責任も問われる事故の場合には、責任割合に応じて補償されることになります。

Q38 地域の見回り活動を行っているボランティアグループのメンバーです。①活動にあたっては、一人体制で行い、活動報告書を提出することになっていますが、活動中と判断できますか? ②活動時間の限定は必要ですか?

A38 防犯活動等の一環として地域を見守るボランティアは、以下条件にあてはまれば、ボランティア保険の対象となります。
・ボランティア活動団体で企画立案された活動であること
・事前に活動スケジュール(時間帯)が確認でき、活動記録を備え付けていること。
・腕章、ビブス等着用により第三者から活動中であることが認識でき、ボランティア活動と日常生活の区別が可能であること
※自転車カゴに「防犯パトロール中」のシートを付けるような、日常生活と一体化したものは対象となりません。

Q39 休憩時間や昼食時間にケガをした場合は、ボランティア活動保険の対象になりますか?

A39 指定された場所で食事や休憩を行うことは活動のために必要な行為であるため、ボランティア活動中と判断し、対象になります。ただし、ボランティア活動と関係がない、合理的ではないと判断される場合は、ボランティア活動中とは認められず、補償の対象外となります。

Q40 ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で、電動工具を使用する場合に対象になる、ならないが異なっていると思いますが、詳しく教えてください。

A40 ボランティア活動保険で対象外になる主なものは、以下の通りです。
・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動　・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動　　など
〈対象になるもの(対象外と間違いやすいもの)〉
・チェーンソーを使用する街路樹剪定活動
・草刈機を使用する除草作業
・電動ノコギリを使用する森林ボランティア活動
なお、ボランティア行事用保険では、電動工具を使用する行事は対象外になるため、上記すべてが対象外となります。

このような事故は補償されますか?

Q41 犬を随伴しての見回り活動(通称わんわんパトロール)は、補償の対象になりますか?
また、犬が誤って通行人などを噛んだ場合はどうなるのでしょうか?

A41 対象となります。ただし、犬の散歩が目的である場合などの活動については、ボランティア活動中なのかどうか客観的に区別・判断できないため対象になりません。
なお、活動内容(条件)が人と犬がセットで活動することになっている場合は、活動中に犬が起こした事故も賠償責任の補償の対象となります。ただし、犬のケガについては補償の対象となりません。

Q42 買い物中に前を歩いていた人が転倒したので、助け起こそうとした際に、自分も足をひねって捻挫してしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか?

A42 善意の行動ではありますが、ボランティア活動保険で対象としている「グループの会則に則り企画、立案された活動」「社協に届け出た活動」「社協から委嘱された活動」とは言えず、対象にはなりません。

Q43 配食・給食ボランティア活動で食事の提供を行い、食中毒が発生した場合、補償の対象になりますか?

A43 調理中、あるいは運搬中といったボランティア活動中に原因があった場合は補償の対象となります。
ただし、本人の責任や判断により時間をおいて食べたために起きた事故は食べた人の責任ですので、対象となりません。

Q44 社会福祉協議会の業務のお手伝い(配食サービスなど)をしているときに利用者にケガをさせてしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか?

A44 ボランティア個人の行為に過失があった場合には、個人責任を問われる可能性がありこの場合にはボランティア活動保険で補償されます。
なお、一般的には使用者である社会福祉協議会が、利用者に対して損害賠償責任を負うことになりますので、社会福祉協議会が契約している賠償責任保険(全社協の補償制度では「社協の保険」、「福祉サービス総合補償」)で補償されることになります。

Q45 社会福祉施設(デイサービスセンターなど)の業務のお手伝いをしているときに、利用者にケガをさせてしまいました。
ボランティア活動保険で補償されますか?

A45 A-45と同じように、一般的には施設の責任になりますので、施設が加入している賠償責任保険(全社協の補償制度では「しせつの損害補償」)で補償されることになりますが、個人責任を問われた場合には、ボランティア活動保険で補償されます。

Q46 ボランティア活動の一環として行われたスポーツ指導中、相手にケガをさせてしまった場合、補償の対象になりますか?

A46 ボランティアの指導に過失があった場合は補償の対象となります。ただし、スポーツでは通常、程度の差こそあれ身体的な危険を伴うことが是認されており、定められたルールから著しく逸脱していない場合は、法律上の損害賠償責任が発生しないと考えられるため、補償の対象となりません。

Q47 ケガが原因で病気になった場合は補償の対象となりますか?

A47 活動中のケガと直接因果関係のある病気については対象となります。例えば転んだ時のキズが原因で破傷風になった場合などは補償されます。

Q48 活動中ケガをしたボランティアがはり治療を受けた場合、補償の対象になりますか?

A48 対象となりません。
ただし「医師」の治療を受け、その上で「医師」が必要と認めた場合は対象となります。

Q49 ボランティア活動中、社会福祉協議会より借りている物を誤ってこわしてしまった場合は補償の対象になりますか?

A49 賠償責任の補償の対象となります。修理費用もしくは時価のいずれか低い額が補償されます。

Q50 ボランティア活動保険に加入しているボランティア同士の賠償事故は補償の対象になりますか?

A50 対象となります。
ただし、相手が
被保険者の配偶者
被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族(※)
被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
の場合は対象となりません。
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。(民法725条)

Q51 実際に損害賠償請求されていなくても保険金は支払われますか?

A51 支払われません。法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払います。

Q52 地域のゲートボール大会で参加者にお茶を配るボランティアをしていました。あるチームがメンバー不足で試合に参加できなくなっていたので、そのチームのメンバーの一員として試合に参加しましたが、その試合中に転倒してケガをしてしまいました。補償の対象になりますか?

A52 対象になりません。試合に参加することは、本人のレクリエーションであり、スポーツ競技や試合に参加している場合はボランティア活動にはあたりません。

Q53 ボランティア活動に向かう途中、ボランティア自身が自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合、ボランティア活動保険で補償の対象となりますか?

A53 ボランティア自身のケガは補償の対象になりますが、賠償責任やボランティア自身以外の方のケガは補償の対象になりません。(同乗者の方もボランティア活動保険に加入されていて、ボランティア活動に向かう途中であった場合は、同乗者のケガは同乗者が加入するボランティア活動保険で補償の対象となります。)
ボランティア活動保険では、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の補償、自動車の修理代などは対象になりません。(別途ご加入されている自賠責保険および自動車保険でのお支払いとなります。)

Q54 お年寄りにパソコン教室を無料で開講しているボランティアグループですが、パソコンを町から借りて運営しています。パソコンをこわしたりデータを消してしまった場合、ボランティア活動保険で補償してもらえるでしょうか?

A54 ①ボランティアの不注意によりパソコンをこわしてしまった場合には、その人のボランティア活動保険の賠償責任の補償対象となります。
運営方法やパソコンの設置ミスによりパソコンがこわれた場合は、グループ全体の責任になりますので全員のボランティア活動保険で補償されます。したがって、グループ全員がボランティア活動保険に加入することが必要です。
②パソコンの損壊と共にパソコンに組み込まれている市販ソフトが使用できなくなった場合のソフトの再取得費用は補償の対象になりますが、操作ミスによってデータを消してしまった場合の損害賠償は、補償の対象にはなりません。
※第三者の財物をこわした場合の賠償責任の補償のお支払い金額は、修理費用もしくは時価のいずれか低い額が限度となります。

Q55 移送サービスのボランティア活動で、Xさんを自宅で車いすに乗せる準備中、誤って車いすを玄関の窓ガラスにぶつけ、Xさんの車いすも窓ガラスもこわしてしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか?

A55 補償されます。
車いすも窓ガラスも修理費が補償されます。
もし、車いすが全損の場合には、その車いすの時価(新品価格ではありません。)が補償されます。

Q56 育児ボランティア活動をしているAさんが、公民館での活動後、自分の靴と参加者の靴が見当たらなくなっていた場合、ボランティア活動保険で補償されますか?

A56 ボランティア自身の所有物は補償の対象ではないためAさんの靴は補償されません。参加者の靴についても、出入り自由な施設等では一般的に主催者の管理責任が問われることにはならず、補償されませんが、事故状況によりますので、速やかに加入受付社協に事故報告を行ってください。

Q57 ボランティアのBさんは、地域の子どものキャンプに付き添った際、大きなハチに刺され、帰宅後ひどく化膿し通院しています。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか?

A57 後日化膿した場合でも、その原因がボランティア活動中にハチに刺されたものであれば対象となります。
ただし、単に蚊に刺されてかゆいだけなど、医師の治療を要さない虫さされはケガとはいえず、対象になりません。

Q58 障害者のガイドヘルプ活動中、預かっていた財布(現金1万円入)を落としたことに気づき、すぐに交番に届けましたが、ボランティア活動保険で補償されますか?

A58 現金1万円と財布の時価が補償されます。(警察への届け出が必要です。)
なお、盗難の場合も同様です。

Q59 キャンプでのボランティア活動中、川で滑ってコンタクトレンズを流してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか?

A59 ボランティア個人の所有物は、ボランティア活動保険の補償の対象ではありません。転倒して眼鏡や携帯電話をこわしてしまった場合なども同様です。

Q60 社会福祉協議会主催の福祉バザーで、ボランティアが誤って隣にいたボランティアの足に熱湯をかけてヤケドをさせてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険の各保険の補償はどうなりますか?

A60 ①ケガの補償
ヤケドをした本人が加入しているボランティア活動保険と社協が加入しているボランティア行事用保険の両方から補償されます。
②賠償責任の補償
この場合の事故状況ですと熱湯をかけたボランティア個人の責任と考えられますので、加入しているボランティア活動保険で補償されます。(Q-43参照)

Q61 ボランティア活動中に熱射病になった場合は補償されるのでしょうか?

A61 熱中症(日射病・熱射病)により身体に障害を被った場合は、補償されます。

Q62 ボランティア活動終了後、帰宅前に買い物のためにスーパーに向かっている途中、転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか?

A62 補償されません。
ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で補償は終了します。買い物を終え、ボランティア活動場所と自宅間の通常の往復経路に戻った場合でも、一旦別の目的のために行動をしているため、対象にはなりません。
なお、活動時や帰宅途中に飲むお茶を購入するためにコンビニエンスストアに寄ったなど、行動の目的そのものが活動のため、帰宅のためから逸れていない場合は、寄り道をしても往復途上の対象になると判断しています。

Q63 ボランティア活動に行こうとして自宅の庭で転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか?

A63 補償されません。
往復途上の補償は、自宅の敷地を出てから自宅の敷地に戻るまでとなります。

Q64 農作物の生産・収穫や販売等、農家の生業を手伝うボランティア活動は補償の対象になりますか?

A64 農家の生業支援や、農作物の販売を目的とするボランティア活動は、無償であっても農家の経済活動につながるため対象になりません。

災害時のボランティア活動について

Q65 大規模災害時の「特例」対応について教えてください。

A65 全社協のボランティア活動保険では、風水害や、地震、噴火、津波などの大規模な災害の対応として、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置された場合、道県・指定都市社協からの連絡に基づき、「大規模災害特例」の措置を適用します。
特例措置が適用された場合は、翌日午前0時からではなく、加入手続き完了後ただちに補償開始となるため、次のいずれかの加入手続きにより迅速な補償がされることになります。
①災害支援活動へ向かう前に居住地の最寄りの社協で加入手続きを行った場合、活動場所(被災地)への往復途上も補償されます。
②被災地の災害対策本部もしくは社協で加入手続きを行った場合、手続き後ただちに補償されます。
なお、被災地ではない社協が会員から災害ボランティアの加入申し込みを受けた場合は、必ず事前に被災地でのボランティア受け入れがあるか否かについて、被災地の所在する都道府県・市区町村の社協にお問い合わせいただくか、全社協の「被災地支援・災害ボランティア情報」ホームページ(https://www.saigaivc.com/)でご確認ください。
ボランティア活動保険に未加入のボランティアは、できるだけ居住地の社協、またはWEB(特例で開設)から加入のうえ、被災地のボランティアセンターへ向かうようご案内ください。なお、災害ボランティア活動は、被災地の社会福祉協議会またはボランティアセンターでの登録が必要です。
※大規模災害時の「特例」措置を受けた災害に限り、WEBからも加入手続きを可能とする場合があります。

Q66 ボランティア活動保険でいう「天災」とはどのような災害のことですか。

A66 保険約款上、天災とは「地震、噴火、津波」をさします。台風や大雨、竜巻などの風水害は天災には含まれず、「基本プラン」でも補償されます。
地震、噴火、津波に起因するケガをカバーするための「天災危険担保特約」を付加したものが「天災・地震補償プラン」および「特定感染症重点プラン」です。

Q67 **ふだんは地域でのボランティア活動が中心ですが、災害時は被災地でもボランティア活動を行いたいと考えています。どちらのプランに加入したらよいでしょうか。**

A67 「基本プラン」は地震、噴火、津波に起因するケガは補償対象となりません。例えば、「基本プラン」に加入していても地震の被災地で活動する際、余震に備えるためには、あらためて「天災・地震補償プラン」もしくは「特定感染症重点プラン」に加入しなければ補償対象となりません。
※災害ボランティア活動の場合は、被災地の災害ボランティアセンターから委嘱された活動であることが必要です。

Q68 **地域でのボランティア活動だけの場合は、「天災・地震補償プラン」に加入できないのでしょうか。**

A68 加入できます。被災地での活動に限らず、地域での活動においても天災への備えとして「天災・地震補償プラン」に加入いただければ、より安心して活動にご参加いただけます。

Q69 **被災地での活動を行うため、海外から来られたボランティアの方の保険加入申込書記載方法について教えてください。**

A69 住所や連絡先は、連絡を取ることができるところを記載してもらってください。なお、日本滞在中キャンプなどで宿泊先を転々とされる場合は、住所は主な滞在場所を記入してもらってください。ただし、その場合でも携帯電話など必ず連絡が取れる方法をご確認ください。また、あわせて帰国後の連絡先も記入してもらってください。

Q70 **災害時の避難を支援する活動や避難所の開設への協力は対象となりますか?**

A70 災害時の避難を支援する活動は、ボランティア活動ではなく、人命救助活動に該当すると考えられます。また、活動の開始や終了について明確な区別がつかないことから、活動中であることの証明が困難であることからも対象外となります。
また、避難所の開設への協力は行政等の指示に基づいて行うものであり自発的な活動ではないと考えられ、対象となりません。

その他

Q71 **転居地(または他県)で活動中に事故が発生した場合、ボランティアはどこに事故報告をしたらよいのでしょうか?**

A71 加入受付社協に連絡をしてください。その連絡を受けた社協は、ただちに都道府県別の損保ジャパンの事故担当の保険金サービス課に事故報告書を送付してください。

Q72 **加入者個人に保険証券は発行されないのですか?**

A72 保険証券は、損保ジャパンより契約者である全社協に発行され、加入者個人には発行されません。加入申込書2枚目が加入者控となり加入証を兼ねていますので、補償期間が終了するまで大切に保管してください。

Q73 **営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて教えてください。**

A73 営利企業(株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等)が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合(ボランティア休暇制度や保険料補助など)において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象となり、営利企業名での加入申込みが可能です。
ただし、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となりますので、ご注意ください。

「ボランティア行事用保険」に関するQ&A

Q-1　補償の開始日について
Q-2　2日間以上にわたる行事ついて
Q-3　参加者が起こした賠償事故について
Q-4　他の保険と重複加入者の補償について
Q-5　受講者人数が未確定の場合の加入について
Q-6　複数行事の加入について
Q-7　交流会での弁当による食中毒の補償について
Q-8　キャンプ参加者の熱射病の補償について
Q-9　日帰りと宿泊が混在する行事について
Q-10 行事の前後の準備や後片付けについて
Q-11 小刀、キリ等を使う行事の加入について
Q-12 防犯パトロールの加入について
Q-13 講習会で併設する託児所の加入について
Q-14 野外活動での賠償事故、ケガの補償について
Q-15 同一行事が別々の会場で行われる場合
Q-16 授業中の生徒対象の行事について
Q-17 講演会などの会場の入場定員での加入について
Q-18 施設外、施設内行事の加入について
Q-19 行事日程、参加者数の変更手続きについて
Q-20 山･森林などで行う行事について
Q-21 自動車事故について
Q-22 船を使用する日帰り行事の行事区分について
Q-23 ボランティアの参加は必要か
Q-24 親睦目的の行事は加入できるか
Q-25 車で他の参加者を迎えに行った時の事故について
Q-26 日にちをまたぐ行事について
Q-27 買い物支援について
Q-28 喀痰（かくたん）吸引等の研修について
Q-29 借りている会場や備品について
Q-30 「火」「水」「山」「祭り」に関係する行事区分について
Q-31 営利企業の社員が行うボランティア行事について
Q-32 建物内で行う行事（バザー等）の不特定多数参加者の加入について
Q-33 大規模なイベントへ参加する場合について
Q-34 弁当や食材を配送する場合や配布する場合について
Q-35 新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜか

Q1　ボランティア行事用保険の補償はいつ開始するのですか?

A1　加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日が補償されます。
加入手続きの完了とは、加入申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」（社協確認印押印済のもの）を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとなります。

Q2　Aプラン（宿泊を伴わない行事）の1行事の考え方を教えてください。

A2　加入方法は、行事の参加者全員で加入してください。参加者とは、行事の主催者やボランティアを含む参加者の全員をいいます。
また、1行事とは、通常1日が1行事（2日なら2行事）となりますが、特例として、同一主催者が行う同一行事の日程が連続して2日間以上にわたる場合は、これを1行事とします。

【例1】9月1日、2日、3日と同じ行事を行い、各日7名が参加する場合
1行事の参加者人数は、7名×3日=21名で加入することができます。

【例2】1日の参加者20名で2日連続の行事を開催し、参加者が2日とも同じ人であった場合
1行事の参加者人数は、20名×2日=40名で加入してください。

Q3　参加者が起こした賠償事故は補償の対象となりますか?

A3　参加者の実習を伴わない行事においては、参加者の損害賠償責任は補償の対象とはなりません。ただし、参加者の実習を伴う行事における「参加者の損害賠償責任」についてはAプラン、Bプランともに補償の対象となります。
（43ページの「12. 保険金をお支払いする主な場合（2）賠償責任の補償〔例〕」をご覧ください。）

**Q4　ボランティア行事用保険とボランティア活動保険に加入している参加者がケガをしました。
両方の保険から保険金が支払われるのですか?**

A4　ケガをした参加者がボランティアとして行事に参加している場合、どちらの保険からも保険金が支払われます。

Q5　介護職員初任者研修会を催すためボランティア行事用保険に加入しようと思いますが、受講者の人数が確定していないときはどのように加入すればよいのですか?

A5　講習会の受講定員数で延べ人数を算出し、加入手続きを行ってください。
なお、加入手続き後、実際の受講者数と加入時の人数が異なる場合は、46ページの「4. 変更手続き」をご覧の上、変更手続きを行ってください。

Q6　同一主催者による複数の行事の開催予定があらかじめわかっている場合、1度の加入申込みで手続きできますか?

A6　1枚の加入依頼書で、3件まで加入申込みをすることができます。4件以上の場合は「別紙」をご利用ください。
加入手続き後、各々の行事の日程・参加者数に変更がある場合には、46ページの「4. 変更手続き」をご覧の上、変更手続きを行ってください。

Q7　お年寄りの交流会で配付したお弁当で食中毒が発生しました。補償されますか。

A7　ケ ガ の 補 償：細菌性・自然毒・化学物質、ウイルス性による食中毒とも補償されます。
賠償責任の補償：主催者側が提供した弁当が原因で食中毒が発生し、主催者が損害賠償責任を負われた場合には補償されます。

Q8　キャンプで参加者が熱射病になりました。補償の対象になりますか。

A8　行事中に熱中症(日射病・熱射病)にかかった場合は、Aプラン・Bプラン・Cプランともに補償の対象となります。

**Q9　参加者の都合で、日帰りの人や1泊の人また2泊の人がいます。
ボランティア行事用保険はどのように加入すればよいのでしょうか。**

A9　参加者名や参加日程が確定している場合であれば、日帰りの人はAプラン、宿泊の人はBプランと、記入する行を変えて一度の手続きで加入ができます。Aプランの最低保険料は20名分です(Bプランは最低保険料はありません。)。また、宿泊日・日数の異なる参加者がいる場合は、宿泊日・日数ごとに行をかえて保険料計算をしてください。なお、Bプランは参加者名簿の提出が必要です。

**Q10　日帰りの1日行事ですが、行事の前日にその準備と翌日に後片付けがあります。
準備や後片付けの日も含めて加入できますか?また、行事と準備・後片付けを分けて加入できますか?**

A10　準備と後片付けを含め加入できます。
1行事として行事の準備の日から後片付けの日までの参加人数の合計で加入してください。
ただし、行事の日を含めず準備の日や後片付けの日のみで加入することはできません。また、行事が「A2」となる場合は、準備と後片付けも全て「A2」が適用されます。

**Q11　竹林ボランティアグループが、夏休みに地元の子どもたちを集めて、竹とんぼつくりなど竹細工の行事を開催します。
小刀やキリなどの道具を使いますが、行事用保険の対象になりますか?その場合、行事区分は何でしょうか?**

A11　対象となります。
また、適用行事区分は、「A1」です。なお、刃のついた電動工具や機械を使用する場合は加入できません。

**Q12　自治会の自発的なボランティアグループで、花火大会のときに防犯パトロールを行います。
「ボランティア行事用保険」の対象となりますか?**

A12　対象となりません。
ボランティア行事用保険では、防犯パトロール以外にも防火パトロールや交通指導・補導員など対象とならない活動もありますのでご注意ください。

Q13 **乳幼児を持つ母親向けに育児のための講演会を開催します。当日、ボランティアさんに来てもらって会場に託児所を併設しますが、託児についてボランティア行事用保険に加入はできますか?**

A13 託児そのものが「行事」ではないので託児のみの加入はできません。
行事全体での加入はできますので、講演会とセットで加入することになります。

Q14 **野外行事で旅館、レストランなどで食事しているときの賠償事故や参加者のケガについての補償はどうなりますか?**

A14 この場合の賠償事故は、過失の有無によって補償される場合とされない場合があります。
行事主催者に管理責任があり、過失があったと判断される場合のみ補償されます。参加者のケガについては補償されます。

Q15 **同一の行事が同一の日に別々の会場で実施される場合の加入依頼書への記入方法について教えてください。また、特定の会場だけ加入することはできますか?**

A15 加入依頼書の行事欄に行事名称と開催場所を明記の上、すべての会場の合計人数を記入してください。また、すべての会場が1行事となるため、特定の会場だけを加入することはできません。

Q16 **社協主催の行事に、学校の特別活動として小学生が参加する場合、ボランティア行事用保険に加入できますか?**

A16 加入できます。
主催者として社協の責任を問われる場合もありますので、万一の事故に備えておくことが必要です。
ただし、学校からの加入申込みの場合で、その行事が学校管理下(クラブ活動、課外指導中など)にあたるものは、対象となりません。

Q17 **公民館を利用して講演会を行いますが、入場定員が決まっています。定員数でボランティア行事用保険に加入できますか?**

A17 入場定員が決まっている施設(屋内・屋外を問いません。)であれば、その定員数でボランティア行事用保険に加入することができます。

Q18 **施設内で行われる福祉まつりなど参加人数が把握できない行事の場合のCプランの加入条件について説明してください。**

A18 参加人数が把握できない行事の場合はCプランでのご加入となりますが、①開催場所内外の区別が客観的に可能であること(フェンス等)②入口が特定されており、他からの入場ができないこと③入口において入場者が把握できることが加入の条件となります。

Q19 **加入手続き後、行事日程や参加人数が変更となった場合どうすればよいですか?**

A19 行事日程や参加人数に変更があった場合、加入を受付けた社会福祉協議会を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きを行います。具体的な手続きは46ページの「4. 変更手続き」をご参照ください。
また、行事が中止になった場合、順延日が決まっていない場合は、翌営業日までに保険料の返れい手続きを行ってください。翌営業日までに手続きを行っていただけなかった場合、保険料を返れいできない場合がありますのでご注意ください。

Q20 **山・森林などで行う行事の区分を教えてください。**

A20 植林や電動工具を使用する枝払い、下草刈り、登山などは加入対象外となります。草花を植える程度のものやハイキング、森林浴などは「A1」での加入となります。

Q21 **障害者のための日帰りバス旅行の帰り道、バスが追突事故を起こし、参加者数人がケガをするとともに、前を走行していた乗用車も破損しました。補償の対象になりますか?**

A21 参加者のケガは帰途を含めて対象となりますが、追突事故による乗用車やバスの修理費用や相手方の乗用車の搭乗者のケガは対象になりません。(自動車に起因する賠償事故は自動車保険での対象となります。)

Q22 船を使用する日帰り行事に関する行事区分について、詳しく教えてください。

A22

<A1>	ゴムボート遊び(川下りを除く)、ペダルボート、ボート教室(手漕ぎ)　など
<A2>	プールで行うカヌー教室、船上パーティー、納涼船、ライン下り(観光用)、ヨット教室、遊覧船　など
<A3>	カヌー競漕、川で行うカヌー教室、クルーザー遊覧、ウェーブカッター、エイトボート、水上オートバイ
<加入できない行事>	いかだ下り、ライン下り(観光用以外)、ヨットレース、ラフティング、舟釣り(舟で釣り場に行くものを含みます。)　など

Q23 社協主催で行事を開催するにあたり、ボランティアの方の参加はありませんが、ボランティア行事用保険に加入できますか?

A23 地域福祉活動の一環として行われる各種行事であれば、ボランティアの方の参加の有無にかかわらず加入することができます。

Q24 ボランティアグループでの懇親行事としてキャンプに行くことになりました。ボランティア行事用保険に加入できますか?

A24 加入できません。親睦(懇親)が目的であるレクリエーション行事は対象になりません。

Q25 行事参加者が自家用車で他の参加者を迎えに行き、一緒に会場に向かいました。その際自動車事故を起こしてしまいましたが、対象となりますか?

A25 ケガは補償の対象となります。(通常の往復経路と認められる場合に限ります。)ただし、自動車による対人対物などの損害賠償責任や自身の自動車の修理代などは対象となりません。
(Cプランは往復途上のケガは対象となりません。)

Q26 夜10時から朝5時までの歩こう会を実施します。日にちはまたぎますが、宿泊は発生しません。この場合、宿泊を伴わないのでAプランに加入すればいいですか?

A26 Aプランで結構です。日にちをまたいでも、宿泊を伴わず24時間以内で行事が終了する場合はAプランへの加入となります。
ただし、あらかじめ仮眠場所を用意しているなどの場合は、宿泊を伴う行事とみなしますので、Bプランへの加入となります。

Q27 買い物支援を行うイベントで、イベント参加者が買い物している間も補償対象となりますか?

A27 主催者側が買い物に随行していない場合は対象となりません。

Q28 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度に基づき、登録研修機関として研修を行います。その実地研修の際に研修参加者が行った口腔内のたんの吸引で賠償事故を発生させてしまった場合、補償されますか。

A28 研修主催者の損害賠償責任はもちろん、研修参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。
平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正および「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、登録研修機関がたんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)や経管栄養(胃ろうまたは腸ろう、経鼻経管栄養)の実地研修を行った際の事故による損害賠償責任については、保険金をお支払いできないとしている医療行為(人や動物に対する診療、治療、看護など)に該当しないことを明確に定めました。また、もともと実習を伴う行事の場合は、行事主催者に加え、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償対象としていることから、研修主催者が負う損害賠償責任に加え、行事参加者の損害賠償責任も補償の対象となります。

Q29 借りている会場や備品を破損させてしまいました。ボランティア行事用保険の対象になりますか?

A29 借りている会場自体：ボランティア行事用保険では補償対象になりません。
借りている備品：ボランティア行事用保険で補償対象になります。

Q30 **Aプラン(宿泊を伴わない行事)において、特に「火」や「水」、「山」、「祭り」に関係する行事の区分を詳しく教えてください。**

A30 Aプラン(宿泊を伴わない行事)については以下のような区分になります。以下に記載がないものについては、福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

区分	A1	A2	A3	加入できない行事
「火」に関係する行事	いも煮会、お茶会、炊き出し、灯篭流し、豚汁会、どんど焼き、花火見物、花火大会(市販程度の花火)、バーベキュー、やきいも会、料理教室、飯ごうすいさん、模擬店 など	キャンプファイヤー、消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、聖火リレー など	—	消防団の訓練、防犯・防火パトロール、山焼き・野焼き など
「水」に関係する行事	磯遊び(浜辺で行う程度)、海水浴、貸ボート乗り、川原遊び(ゲーム、水遊び程度)、ゴムボート遊び(川下りを除く)、魚の放流、潮干狩り、シュノーケル、水泳・遠泳、釣教室(建物内で行うもの)、釣堀での釣り、灯篭流し、ボート教室(手漕ぎボートを使用)、水遊び、河川清掃 など	ウィンドサーフィン、鵜飼体験、カヌー教室(プールで行う場合)、魚釣り(船を使用するものを除く)、船上パーティー、納涼船、納涼大会(船を使用するもの)、豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの)、湖の氷上でのわかさぎ釣り、遊覧船、ヨット教室、ライン下り(観光客を対象にする程度)、着衣水泳(防災訓練を準用) など	カヌー教室(川で行う場合)、カヌー競漕、クルーザー遊覧、サーフィン、水上スキー、レガッタ、魚釣り(船を使用するもの)、スタンドアップパドル など	いかだ下り、川下り(観光用のライン下り以外)、ヨットレース、キャニオニング、スキューバダイビング など
「山」に関係する行事	山菜とり、森林浴、トレッキング、ハイキング、まつたけ狩り、みかん狩り、リンゴ狩り、草むしり(電動工具を使用しない場合)、植物採集 など	キャンプ、キャンプファイヤー、スーパースライダー など	ボルダリング(壁高5m未満)	岩のぼり、下草刈り・枝払い(電動工具を使用する場合)、植林、登山、フリークライミング、ボルダリング(壁高5m以上)、山焼き・野焼き、除草(電動工具を使用する場合) など
「祭り」に関係する行事	植樹祭(公園で行う程度のもの)、どんど焼き、納涼大会(船を使用しない場合)、盆踊り、もちつき大会 など	子ども祭(紙のみこしかつぎ)、もち投げ祭り など	山車や神輿に参加するもの など	盆踊りのやぐら等の組立・解体、大凧揚げ、けんかみこし など

Q31 **営利企業の社員が行うボランティア行事の取り扱いについて教えてください。**

A31 営利企業(株式会社・有限会社等)の社員の勤務時間中に行われる行事や、勤務時間の前後に勤務時間と連続するかたちで行われる行事(企業が実施主体の行事)は、補償の対象外としていますが、企業活動と切り離された、企業内の有志の方々の自発的な活動によるボランティア行事は、補償の対象となります。
企業内有志の方々の自発的な活動による行事の場合は、グループの代表を加入申込人としてください。(企業名での加入はできません。)

Q32 **建物内でバザーを開催します。参加者が不特定多数のため、参加者はCプラン、主催者であるスタッフは名簿の備付が可能なため、A1プランで加入することはできますか?**

A32 できません。
主催者・参加者、全員同じプランでご加入いただくことになりますので、このケースの場合は全員Cプランでのご加入となります。

Q33 **加入者が主催者ではない大規模なイベントに参加するため、加入者グループのみで保険に加入できますか?**

A33 加入できません。当該制度は1イベント(行事)のすべての参加者を保険の対象に、主催者が加入しなければなりません。

Q34 **弁当や食材を配送する場合や配布する場合は保険に加入できますか?**

A34 弁当や食材を配送する場合は行事とはいえないため、ボランティア活動保険に加入してください。

Q35 **新型コロナウイルス感染症等の特定感染症が補償されないのはなぜですか?**

A35 特定感染症を補償する特約は、補償期間が1年以上の保険に限定されています。ボランティア行事用保険は短期間を補償する制度のため、特約をつけることができません。

「福祉サービス総合補償」に関するQ&A

Q-1　加入対象となる福祉サービスについて
Q-2　利用者が起こした賠償事故の補償について
Q-3　サービス提供者同士の賠償事故の補償について
Q-4　サービスごとの加入プランの選択について
Q-5　活動内容、従事者数の記入方法について
Q-6　盗まれた財布の現金の補償について
Q-7　感染症の補償の受取人について
Q-8　個人賠償のみの加入について
Q-9　マイカーでの往復途上事故の補償について
Q-10 有償移送サービス事業の加入について
Q-11 子育て支援サービスでの事故について
Q-12 家事援助で犬の散歩中の事故の補償について
Q-13 理容組合の低額訪問理容の加入について
Q-14 福祉機器の販売について
Q-15 会議や学習会について
Q-16 管理する建物への損害賠償責任について
Q-17 介護職員等による喀痰吸引等に対する補償について
Q-18 新しくはじめるサービスの加入方法について
Q-19 市民後見活動について
Q-20 就労継続支援施設の利用者の加入について
Q-21 営利企業の加入について
Q-22 前年活動しなかった場合の加入方法について

Q1　加入対象となる福祉サービスはどのようなサービスですか?

A1　在宅福祉サービス、地域福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業などの各種福祉サービスが対象となります。(P58「4.対象となる福祉サービス」参照)
団体の運営業務や工事・製造・販売等福祉以外がメインとなる事業や請負業務等は加入できません。

Q2　福祉サービス等の利用者が起こした賠償事故は補償の対象となりますか?

A2　利用者が起こした賠償事故は補償の対象となりません。
ただし、団体および活動従事者の管理責任を問われた場合は補償の対象となります。

Q3　サービス提供者同士の賠償事故は補償の対象となりますか?

A3　対象となります。

Q4　加入プランはサービスごとに選択できますか?

A4　選択できます。
ただし、加入プランの選択は加入依頼書単位となりますので、サービスごとに異なる加入プランを選択する場合は、別々の加入依頼書を作成していただくことになります。

Q5　「活動内容」欄の「活動従事者数」の記入要領を詳しく教えてください。

A5　「活動内容」欄には団体が行っているサービスの種類ごとに今年度の活動従事者数と前年度の延べ活動従事者数実績を記入します。
前年度延活動従事者数の計算方法は次の通りです。
◎前年度延活動従事者数=前年度の活動従事者全員の年間延活動実績日数合計

【例】

毎日(年間365日)給食サービスを行っていたが、活動従事者数が次のような場合、
年間365日のうち、活動従事者10人で活動した日が300日
〃　活動従事者 8人で活動した日が 60日
〃　活動従事者 5人で活動した日が 5日

前年度延活動従事者数：10人×300日／年間=3,000人
8人× 60日／年間= 480人
+) 5人× 5日／年間= 25人
3,505人

となります。

Q6 **家事援助サービス中、お年寄りからバッグと財布を預かり、買い物に行った際、何者かにバッグと財布を盗まれてしまいました。この場合、財布に入っていた現金は補償されますか？　また、預った財布を紛失してしまった場合は補償されますか？**

A6 補償されます。
サービス中に預った第三者の所有する財物を紛失したり盗難されたことによって、第三者に損害を与えた場合も補償の対象となります。(警察への届出が必要です。)
この場合、現金の損害については、補償限度額は各プランとも期間中10万円限度となります。

Q7 **感染症の補償の保険金受取りは、誰になりますか？**

A7 団体が補償規定に基づいて感染者に補償した場合、その団体に保険金をお支払いします。
詳しくは98ページをご覧ください。

Q8 **賠償責任の補償について、個人賠償のみの加入はできますか？**

A8 できません。
賠償責任の補償は加入団体と個人がセットです。また、賠償責任の補償とケガの補償がセットで基本補償となっていますので、どちらか一方のみの加入もできません。ただし、感染症の補償はオプションですので加入を選択できますが、加入する場合は必ず基本補償と併せてご加入ください。

Q9 **福祉サービスの活動に自動車を利用しています。その自動車を自宅と活動場所への往復にも利用していますが、往復途上の事故は補償されますか？**

A9 活動従事者本人のケガについては、通常の往復経路であれば補償されます。しかし、自動車による対人・対物などの賠償責任の補償は、往復途上、活動中を問わず補償対象外となります。

Q10 **私たちの団体では、移送サービス事業を行っています。有償のため「ボランティア活動保険」は対象外なので、有償・無償を問わない「福祉サービス総合補償」に加入しようと考えますが、対象になりますか？**

A10 対象となります。
ただし、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償事故は、この保険では対象になりません。

Q11 **「子どもを預かり見守る」子育て支援サービスで、サービス提供者側の過失により子どもにケガをさせた時、補償はどうなりますか？**

A11 サービス提供者側に損害賠償責任が発生する事故の場合、その過失割合に応じて、子どもの治療費などが対人賠償保険金として支払われます。

Q12 **家事援助サービスの中で犬の散歩を請け負ったとき、次の場合に補償されますか?**
①サービス提供者の過失で犬にケガをさせてしまった場合　②犬が他の人を噛んでケガをさせてしまった場合

A12 ①サービス提供者の過失割合に応じて、対物賠償保険金として犬の治療費が支払われます。
②サービス提供者の過失割合に応じて、対人賠償保険金として治療費などが支払われます。なお、犬が所定の予防接種などを受けていないため、それによって被害が拡大したような場合は、支払われないこともあります。

Q13 **理容組合の実施する高齢者への訪問理容事業(低額料金)を実施している理容組合のボランティアグループですが、加入できますか?**

A13 加入できます。
ただし、通常の業務に関してまで補償されるものではありませんのでご注意ください。

Q14 **福祉機器の販売・貸与をしている介護保険適用の団体ですが、加入対象になりますか?**

A14 機器の販売は対象となりません。福祉用具(機器)の貸与のみの場合は対象となります。

Q15 **ホームヘルプサービスを行っている団体です。活動に必要な会議や学習会も補償の対象となりますか?**

A15 活動のための会議や学習会についても、それらを年間の活動日数に含めて加入した場合は対象となります。

Q16 **指定管理者制度で管理・運営している建物内でデイサービスをしていますが、デイサービス中に建物の一部を破損してしまい、建物の所有者である市から修理を求められましたが、補償されますか?**

A16 借用(占有)している不動産への補償は対象外となっております。この場合、デイサービスで使用している部分は占有している部分となり、補償されません。ただし、管理している建物で、占有していない部分への損害賠償責任は対象となります。

Q17 認定特定行為業務従事者が行った「たん吸引」により事故が発生してしまいました。福祉サービス総合補償の賠償責任の補償の対象になりますか?

A17 平成24年4月1日の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の条件のもとに行う「たん吸引」および「経管栄養」による損害賠償責任に限り補償の対象になります。具体的には医療や看護との連携による安全確保が図られていること等とありますが、詳細は「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」をご確認ください。
なお、法改正による喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準は次のとおりです。

1. 医療関係者との連携に関する基準

①介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
②医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士等との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
③喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
④喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
⑤喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
⑥喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**(業務方法書)を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

①喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
②実地研修を修了していない介護福祉士に対し、**医師・看護師などを講師とする実地研修**を行うこと。
③安全確保のための**体制を整備**すること(安全委員会の設置、研修体制の整備等)。
④必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
⑤上記1.③の**計画書の内容を**喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
⑥業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

Q18 前年度の延活動従事者数で加入となっていますが、新しく始めるサービスの場合は、どのように加入すればよいですか?

A18 前年度実績がない場合は、事業計画に基づく見込みの延活動従事者数を基に保険料を算出し加入してください。

Q19 グループで市民後見人としての活動をしています。福祉サービス総合補償の対象になりますか?

A19 後見活動(業務)は、財産管理を行うなど24時間がその活動時間となり日常生活との区別が困難なため、福祉サービス総合補償では加入の対象にしていません。

Q20 就労継続支援施設の利用者の加入について

A20 A型(雇用型) 利用者と雇用関係を結んでいるので活動従事者に含めて加入することが可能です。ただし、就労先での工事・製造・販売等といった福祉サービス以外の業務は対象となりません。
B型(非雇用型) 利用者と雇用関係にないので、活動従事者に含めることはできません。

Q21 福祉サービス総合補償は、営利企業は加入できないのでしょうか?

A21 営利企業(株式会社・有限会社等)はご加入いただけません。
企業としての事業活動となりますので、各種事業用の損害保険をご検討ください。

Q22 新型コロナウイルス感染症の影響で前年活動しなかった場合、加入できますか?

A22 前年度実績がない場合はQ18と同様に事業計画に基づく見込みの延活動従事者数を基に保険料を算出し加入してください。

「送迎サービス補償」に関するQ&A

Q-1 利用者が起こした賠償事故について
Q-2 サービス提供者の補償について
Q-3 各プランへの重複加入について
Q-4 代車による送迎サービスの補償について
Q-5 有償送迎サービスの加入について
Q-6 サービス中に必要な補償について
Q-7 営利企業の加入について
Q-8 買い物支援の送迎サービスで、一旦解散してしまう場合の補償について
Q-9 自動車を使用しない移動支援サービスの加入について

Q1 送迎サービス利用者が起こした賠償事故は補償されますか?

A1 補償されません。
この制度では、送迎サービスの利用者または特定車両搭乗者(Bプラン)のケガのみが補償の対象となり、サービスの利用者やサービスの提供者が起こした賠償事故は補償されません。

Q2 送迎サービスを行うサービス提供者を補償の対象として加入することができますか?

A2 Aプランでは加入の対象となりません。
この制度は、送迎サービス利用者を補償の対象とするものであり、サービスの提供者を補償の対象として加入することはできません。
送迎サービスを行うサービスの提供者のケガの補償・賠償責任の補償は、「ボランティア活動保険」または「福祉サービス総合補償」に加入することで補償されます。
なお、Bプランについては、運転手を含む搭乗者全員が補償されます。

Q3 AプランとBプランの両方に加入できますか?

A3 加入できます。両方に該当する事故の場合は、両方から補償されます。

Q4 送迎サービス補償に加入していますが、いつも使用している自動車が車検中のため代車で送迎していますが、補償はどうなりますか?

A4 Aプランは代車でも送迎中であれば補償されます。ただし、Bプランの場合は、変更届出書にて事前にご通知ください。

Q5 有償にて送迎サービスを行っていますが、加入することができますか?

A5 有償にて送迎サービスを行っている場合でも、加入することができます。
ただし、営業用自動車(緑ナンバー)で送迎サービスを行っている場合は加入できません。

Q6　私たちのボランティアグループでは、地域のお年寄り達の送迎や移送のサービスを有償で始めることになりました。サービス中の事故が心配ですがどのような補償が必要ですか?

A6　サービス提供者側の補償と利用者側の補償が必要です。

①サービス提供者側の補償としては、「福祉サービス総合補償」があります。

サービス提供者が活動中(活動場所への往復途上を含みます。)にケガをした場合の補償と活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他の人の身体・財物に損害を与え、団体や活動従事者が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償がセットになっています。

なお、自動車に起因する賠償事故は対象外ですので、自動車保険の加入の有無や加入内容についての事前の確認が必要です。

②利用者側の補償としては、「送迎サービス補償」があります。

送迎中や移送中などに利用者がケガをした場合の補償です。

加入プランとしては、利用者特定方式(Aプラン)と、自動車特定方式(Bプラン)があります。

●Aプランでは、管理下中の利用者がケガをした場合に補償されます。

●Bプランは、特定した自家用自動車に搭乗中のケガが補償されます。サービス利用者だけでなく運転者を含む搭乗者全員が補償されます。

Q7　送迎サービス補償は、営利企業は加入できないのでしょうか?

A7　営利企業(株式会社・有限会社等)はご加入いただけません。
企業としての事業活動となりますので、各種事業用の損害保険をご検討ください。

Q8　買い物支援送迎サービスでサービス利用者の買い物中は補償の対象になりますか?

A8　買い物中もボランティアが随行している場合は対象となりますが、サービス利用者が単独で買い物をしている間は対象となりません(Aプラン)。
Bプランは、特定した車両に搭乗中のみが対象です。

Q9　自動車を使用せずに電車やバスによる移動支援サービスを行いますが、加入できますか?

A9　Aプランは加入できます。
Bプランは特定した自動車に搭乗中のみの補償となりますので、加入できません。